

第 71 号議案

東京都自治紛争処理委員による調停案の取扱いについて

上記の議案を提出する。

平成 29 年 10 月 16 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

東京都自治紛争処理委員による調停案の取扱いについて

中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地に係る大田区と江東区との境界について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 251 条の 2 第 3 項の規定に基づき、平成 29 年 10 月 16 日に東京都自治紛争処理委員が大田区に示し、受諾を勧告した調停案は、これを受諾しないものとする。

（提案理由）

東京都自治紛争処理委員による調停案について、大田区は、これを受諾しないものとするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を経る必要があるので、この案を提出する。